

議案第 4 4 号

平成 2 8 年 度 飯 能 市 水 道 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成 2 8 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	3 5 , 5 0 0 戸
(給 水 世 帯 数)	(3 3 , 4 8 0 世帯)
(2) 年 間 総 配 水 量	9 , 9 0 9 , 0 0 0 m ³
(3) 1 日 平 均 配 水 量	2 7 , 1 4 8 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
イ 老朽管布設替事業	2 7 2 , 7 2 7 千円
ロ 配水管網整備事業	1 6 0 , 0 0 2 千円
ハ 浄水施設等再構築事業	2 0 0 , 6 6 4 千円
ニ 取水・浄水・配水施設等整備事業	2 0 4 , 0 6 5 千円
ホ 基幹施設耐震化事業	5 2 , 7 3 6 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	1, 881, 955	千円
第1項 営業収益	1, 603, 553	千円
第2項 営業外収益	278, 130	千円
第3項 特別利益	272	千円
	支	出
第1款 水道事業費用	1, 739, 862	千円
第1項 営業費用	1, 662, 671	千円
第2項 営業外費用	73, 675	千円
第3項 特別損失	516	千円
第4項 予備費	3, 000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額642, 859千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58, 778千円、過年度分損益勘定留保資金308, 369千円、当年度分損益勘定留保資金275, 712千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	568, 544	千円
第1項 企業債	400, 000	千円
第2項 負担金	165, 126	千円
第3項 県補助金	3, 418	千円

	支	出
第1款 資本的支出	1, 2 1 1, 4 0 3 千円	
第1項 建設改良費	9 9 3, 5 4 6 千円	
第2項 企業債償還金 (企業債)	2 1 7, 8 5 7 千円	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
老朽管布設替事業	千円 150,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金及 び地方公共団体金融 機構資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融 機構資金については、その融資 条件、銀行その他の場合にはそ の債権者と協定するところによ る。ただし、企業財政の都合に より繰上償還し、又は低利債に 借り換えることができる。
浄水施設等再構築事 業	100,000	同 上	同 上	同 上
取水・浄水・配水施 設等整備事業	150,000	同 上	同 上	同 上
計	400,000			

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 2 0 8 , 2 1 3 千円

（他会計からの補助金）

第8条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、9 , 0 0 0 千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2 3 , 6 1 3 千円と定める。